

自主的避難等対象区域内に所在する医療法人について、原発事故により派遣医師が確保できず、また看護師などの職員不足のため、患者受け入れを制限したことによる逸失利益が賠償された事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人社団医療法人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 ①本件事故によって申立人に生じた一切の営業損害 1389万8683円  
②弁護士費用 41万6960円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金1431万5643円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月21日

（仲介委員 齋藤祐一）